

宣 誓 書

受験資格（欠格条項）について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・過去の職歴において懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は、上記の受験資格をすべて満たしており、また、申し込み書類についてのすべての記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

申込者氏名（自筆） _____